

小浜市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

1 目標

小浜市建築物耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、一般市民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。

このため、小浜市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下、「アクションプログラム」という。）では、毎年度、住宅耐震化に係る取組みを位置付け、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

2 位置づけ

アクションプログラムは、小浜市建築物耐震改修促進計画第6章第2項に基づき策定する。

3 取組内容・目標・実績

計画	令和3年度取組み内容	令和3年度目標
	<p>【財政的支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 住宅の耐震診断等費に対する一部補助を実施 ii) 住宅の耐震改修工事費に対する一部補助を実施 <p>【普及啓発等】</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 旧耐震住宅所有者に対する直接的な耐震化促進 <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度は西津地区を中心に約800戸の戸別訪問を実施 なお、戸別訪問またはDM発送を令和7年度までに全戸実施予定 ii) 耐震診断実施者に対する耐震化促進 <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断の結果報告時に県が作成する耐震改修事例集を配布することにより耐震改修を促進 ・耐震診断後に補強プランを作成するとともに、耐震改修費の概算費用を提示 ・耐震診断を実施した者に対して電話によりフォローアップ ・県と連携して耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない者に対してDMによる耐震化促進を実施 iii) 改修事業者の技術向上等 <ul style="list-style-type: none"> ・県と連携して改修事業者に対する耐震改修工法等に係る説明会を年1回以上実施 ・県が登録・作成する耐震改修事業者の名簿を公表 iv) 一般市町民への周知普及 <ul style="list-style-type: none"> ・耐震改修の必要性を広報紙等により周知 ・所管住民を対象に説明会・セミナー等を年1回以上開催 ・チラシにより制度概要等の周知を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅に対する耐震診断等費補助戸数：6戸 ・住宅に対する耐震改修工事費補助戸数：2戸 <p>前年度までの実績</p> <p>令和2年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅に対する耐震診断等費補助戸数：0戸 ・住宅に対する耐震改修工事費補助戸数：0戸 <p>令和元年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅に対する耐震診断等費補助戸数：4戸 ・住宅に対する耐震改修工事費補助戸数：1戸 <p>平成30年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅に対する耐震診断等費補助戸数：0戸 ・住宅に対する耐震改修工事費補助戸数：0戸 <p>平成29年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅に対する耐震診断等費補助戸数：0戸 ・住宅に対する耐震改修工事費補助戸数：0戸 <p>平成28年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅に対する耐震診断等費補助戸数：6戸 ・住宅に対する耐震改修工事費補助戸数：1戸
自己評価	前年度（令和2年度）の取組み実績	前年度（令和2年度）の課題
	<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌やホームページにおける事業案内や補助チラシの配布による補助事業の制度周知を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も事業の推進に向け、引き続き補助制度の利用促進を図る必要がある。 <p>改善策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イベント等における普及啓発、補助制度周知用パンフレットの見直しなど、引き続き各種補助制度を積極的にPRする。